

平成25年8月6日

各位

株式会社 南日本銀行

特定規模電気事業者（新電力）との契約締結について

株式会社南日本銀行は、安定的な電力確保と省エネルギーへの取組みとして、特定規模電気事業者（新電力）と電気受給契約を締結し、9月1日（日）より電力受給を開始しますのでお知らせします。

本店ビルおよび電力自由化対象（業務用高圧電力契約）の営業店において「新電力」への契約により、電力供給元の分散化を行います。契約店には自動検針装置が設置されており、使用電力量を把握することが可能となることで、使用最大電力の抑制や節電に努めてまいります。

南日本銀行は今後も省エネルギーや節電に対する取組みを積極的に行ってまいります。

記

| | | |
|---------|---|--|
| 受給開始日 | 平成25年9月1日（日） | |
| 契約先 | 新日鉄住金エンジニアリング 株式会社 東京都品川区大崎一丁目5番1号 大崎センタービル | 株式会社 南和 鹿児島県鹿児島市平之町8番29号 |
| 対象 | 南日本銀行本店ビル | 南日本中央ビル（南日本銀行中央支店） 南日本銀行研修センター 南日本銀行福岡支店 |
| 電気料削減効果 | 本店：年間約289千円（削減率1.7%） | 支店等：年間約602千円（削減率6.9%） |

特定規模電気事業者（新電力）とは

電力供給を事業とする会社のうち、一般電気事業者（九州電力等）には該当せず、50kw以上の高圧電力の需要家を対象に電力の小売り供給を行う事業者であり、一般電気事業者の電線網を通じて電力供給を行っている。

電力の規制緩和による「電力自由化」に基づき可能となった業態。

本件に関する問合せ先
経営企画部 有島・山口
TEL 099-226-1117

以上